

2024 年 2 月 2 日

二松学舎大学
最高管理責任者 須藤和敬 様

二松学舎大学研究不正調査委員会

委員長 山 口 志 保

調 査 報 告 書

（「二松学舎大学における公的研究費及び研究活動の不正防止に関する規程」
第 15 条第 6 項に基く研究不正調査委員会報告書）

本報告書は、上記規程（以下、「研究不正防止規程」という）第 14 条第 3 項第 2 号及び第 3 号の調査委員による調査及び議論を経て、調査委員会（以下、「本委員会」という。）の総意をもって提出するものである。

一、調査等の経緯

本委員会は、研究不正防止規程第 14 条第 5 項各号に定める手順に従って、調査およびヒアリングを行い、委員会を 3 回開催した。

記

第 1 回委員会 2023 年 9 月 5 日 午前 10 時 於 二松学舎大学
議事 委員長選出等

第 2 回委員会 2023 年 10 月 10 日 午前 10 時 Zoom
議事 1. 調査及び議論について、研究不正防止規程第 14 条第 3 項第 1 号委員不参加の確認
2. 調査対象；対象文献の決定
3. 調査方法；捏造班、盗用班での分業

中山氏ヒアリング 2023 年 12 月 2 日 午前 10:30～15 時 於 二松学舎大学

第 3 回委員会 2023 年 12 月 26 日 13 時～15 時 Zoom
議事 研究不正の判断ならびに報告書形式の確認

なお、第 2 回委員会では議事 2 によって、本委員会の二松学舎大学委員は議論、審議、ならびに調査には一切関わらないことが確認された。

中山氏ヒアリングに際しては、「捏造」が通報されている論文等提出のための催告期間を、2023 年 12 月 18 日と設定し、中山氏にも通告した。催告期間経過後、中山氏からは一切連絡がなく現在に到ることを付言する。

二、研究不正の判断

1 盗用

(1)調査対象論文

- ① 書籍『法学—法の世界に学ぶ』（成文堂、2017年初版）
- ② 書籍『法学—法の世界に学ぶ 改訂版』（成文堂、2023年）
- ③ 論文「国際化時代の知的所有権をめぐる若干の考察」（国政政経、1992年）
- ④ 論文「アメリカ会社法における自己株式取得に関する考察」（秋田法学、1988年）

(2)結論

対象論文のうち、④論文において、他の研究に携わる者の研究結果、論文を適切な表示なく流用したことが認められ、研究不正防止規程第2条第2項第3号の定める「盗用」に該当する。

その余の対象論文については、同規程第2条第2項第3号の定める「盗用」は認められない。

(3)理由

④論文「アメリカ会社法における自己株式取得に関する考察」（以下、「本件論文」という。）については、第7条の定める通報において、河本一郎教授著「自己株式の取得禁止緩和論の背景とその根拠」（旬刊商事法務研究、1970年。以下、「河本論文」という。）の6箇所の盗用可能性が指摘されている。

両者の比較分析では、いずれもその表現は極めて類似している。特に、河本論文における当該箇所は、河本教授による L.A.Guthart の論文（以下、「原論文」という。）の翻訳・紹介部分であるが、原論文と比較すると、そこには河本教授の独自の解釈や考察に基づく記述がある。本件論文はこれら独自の解釈や考察に基づく翻訳・紹介についても、そのまま記載している。したがって、本件論文の当該箇所は、対象者が原論文を翻訳して記載したものではなく、河本論文を流用したものであると認められる。

本件論文には、冒頭の「研究の目的」において河本論文の引用表示があるものの、上記指摘箇所においては河本論文の引用表示がない。むしろ、「Guthartによれば」、「Guthart 論文から考えてみよう」などの記載がされており、全体として読者において当該箇所が対象者による原論文の翻訳であると誤認させかねない記述となっている。

河本論文が発表された当時の、まだインターネットも普及していなかった状況に鑑みれば、海外の論文を調査して翻訳・紹介することそのものが重要かつ評価に値する研究活動であり、これを適切な表示なく流用することは、研究活動上の不正行為といわざるを得ない。

対象者は、河本論文を参考にしていたことを認めた上で、本件論文を作成した当時について、専攻を政治経済から法律に変更して初めて執筆したもので、論文作成や研究内容についての知識が足りず、専任講師として採用されるため指導体制も不十分なままに執筆せざるをなかったと説明した。確かに、対象者は本件論文の冒頭で河本論文を引用していることから、本件行為を故意で行ったとは考えがたい。しかしながら、上述のような対象者の行為態様に鑑みれば、研究活動に携わる者として弁えるべき基本的な注意義務を怠ったといわざるを得ない。

したがって、本件論文には「盗用」があったと認められる。

(4)その余の対象論文

その余の対象論文についても、通報において盗用の可能性を指摘された論文等と比較分析したところ、その多くは一般的な言い回しや表現であり、明らかな盗用には該当しないと認められた。指摘箇所の一部には、表現が非常に類似しているものも存在するが、いずれも内容的に極めて一般的な記載であり、「他の研究に携わる者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語」に該当するようなオリジナリティのある研究成果の流用とはいえない。

したがって、その余の対象論文に「盗用」は認められない。

2 捏造

(1)調査対象

- ① U.S. Nike Strategy in China, 1987 Mar., Armstrong Univ.
- ② Int'l Relation for Multinational Enterprise, 1987 Dec., Armstrong Univ. (修士論文)
- ③ 『国際関係序説』61-173 頁、2001 年青孔社

(2)結論

研究不正に関する「捏造」の定義(研究不正防止規程第 2 条第 2 項第 2 号)に該当する行為を、上記①②論文ならびに③共著書に認めることはできない。

(3)理由

研究不正防止規程第 2 項では、「研究活動上の不正行為」とは、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにおいてなされる次の各号に掲げる行為をいう、と定めた上で、「捏造」を「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」と定義されている。然るに、本件においてはそもそも判断対象となる①②論文ならびに③共著書の提示を、二松学舎大学ならびに対象者から一切受けることができなかった。また本委員会において、これらについてインターネット上の検索エンジンの駆使ならびに関係する諸機関への各種問合せを行ったが、いずれの本体および関連情報を得ることが全くなかった。したがって、上の意味での「捏造」の判断のための前提に欠缺があり、本委員会が捏造の有無を判断することは不可能である。

この欠缺を補完すべく物証または人証を用意することも、本調査委員会の権限を逸脱している。さらに、「捏造」の定義は、規定に従って厳正な文言解釈をすべきであり、本調査委員会は存否自体の疑われる論文等を業績にカウントすることを「捏造」と解釈すべきではないと思料する。

なお、①②論文ならびに③共著書の本体および関連情報を得られなかったことにより、それらが 1987 年から 2001 年当時に存在したか否か(以下、「存否」という)について本調査委員会において一定の見解に達したが、本委員会の権限は「捏造」に留まるゆえに、「存否」の違法性に関しては言及しない。

以下、「存否」判断について述べる。

(i)論文①および②

対象者は自らの採用人事に伴い、論文①②を秋田経済法科大学(現ノースアジア大学)ならびに二松学舎大学へ提示したことを存在の状況証拠と採用してほしいと主張しているが、それは現在の採用人事方式を基準としているにほかならない。当時の採用人事のあり方、その方式、文部省への書類提出の実際を検証できない限り存否の立証は不可能であるが、これらの検証は二松学舎大学の資料保管状況に照らして、不可能と判断せざるを得ない。その理由は、以下のとおりである。

- i 当時の採用人事につき、少なくとも二松学舎大学教授会議事録（昭和 63 年度第 7 回教授会議事録）には、何が提出され、それがどのように審査されたかが記載されていない上に、議事録以外に残されている書証も存在しない。同議事録のみをもって、存否の証拠として用いることは不可能である。
- ii 文部省への提出書類（国際経済学部設置時、1990 年 6 月）の存在が 2023 年 12 月 19 日に確認されたとの報告があった。本委員会では現物を確認できていないものの、その報告内容では、検証対象である論文②が記載されていたとされる。このことから、当時の論文②の存在は推定可能ではある。ただし、反証がなされればこの限りでなく、推定の域をでない。
- iii 対象者が非常勤講師として採用された、秋田経済法科大学（現ノースアジア大学）に対して人事資料の調査依頼を行うとしても、先方に回答義務はない。

以上から、論文①の存否について、客観的証拠を得ることは困難である。

論文②については客観的に存在が推定されるが、反証を許さないだけの実証に欠ける。このため両論文の提出を、対象者本人に求めるしか方途はなかったが、催告期間を経過しても対象者からの提出がなく、本委員会としては存否を確実に裏付けることができない。

（ii）共著書③の存否については、国会図書館へ納本の事実を認めることはできなかった。また共著者が授業で用いたとされる大学の図書館にも所蔵されていない。さらに、出版社への問合せを行ったが、これに対する回答を得られず、また出版社に回答義務はない。

したがって論文①②と同様に、対象者本人からの提出を待つ以外に確認の手段がなかったが、（i）と同様に回答がなかったため、本委員会としては存否の立証方法がない。

（iii）以上の事実に基づき、論文①②については実在の可能性をゼロとすることはできないものの、少なくとも論文①の存在は極めて疑わしいとの結論に到らざるを得ない。共著書③については、国内での客観的証拠が皆無であるため、存在しない可能性が極めて高いとの結論に到らざるを得ない。

（iv）もっとも、調査において得られた結果および事案の性質等に鑑み、本調査委員会としては、①②論文ならびに③共著書の存在を明らかにできないという事実をもって、これらが存在しないと認定することもできないと判断した。

以上

2024 年 2 月 2 日

調査委員会 意見書

委員長 山 口 志 保

調査委員会報告書とは別に、調査に伴い本委員会が得た見解を、以下に具申する。

1. 盗用に関して

中山氏の論文「アメリカ会社法における自己株式取得に関する考察」（秋田法学、1988年）については、研究活動上の不正行為である「盗用」に該当し、真摯に研究活動に取り組む他の研究者への影響を考えると許されるものではない。

しかしながら、本件論文が発表されたのが30年以上も前であること、中山氏に悪意はなく知識・経験不足が原因であること、当時の中山氏は指導教授等に論文内容を相談したり指導を受けたりできる環境にもなかったこと（本件論文は査読を経たものではない）などを考慮すると、本件行為の悪質性は低いと評価しうる。

2. 捏造に関して

本委員会は、研究不正防止規程に定める「捏造」については、論文①②ならびに共著書③のいずれについても認定できなかった。その原因は調査報告書記載のように、不正行為の判断根拠とすべく文献の存否自体が明らかにできなかったことによる。

(1) 存否自体が不明であり、それゆえ捏造か否かの判断ができない状態の著作物を、研究成果として業績書に記載した中山氏の当時ないし今日の姿勢には、遺憾の意を禁じ得ない。

そもそも研究成果とは、研究者間にて共有することによって社会科学の発展への貢献の一部とならんとするものである。そのため、公表にあたっては、掲載した論文集名または書名等、該当頁数、公表年月等を明示し、誰もがアクセスできる状態を保つことが研究者の責務であるという見解は、本委員会の総意を待つことなく研究者の常識といえよう。

さらに研究成果は、公表していない限り「業績」には該当しない。未公表論文等は公表予定が確定していない限り、業績書等に掲載すべきではない。

したがって本来なら、研究成果としての条件を満たしていない通報された3本の論文等を、中山氏は業績として報告すべきではなかった。

(2) 著作物の管理状況

中山氏は、論文①②を所持していない理由について、次のような疎明を行った。「当該論文等のコピー等の控えを作成しなかった。原本各一部のみを所持し、採用人事に際しても原本を提示し都度返還を受けていた。しかし両論文ともに家族間トラブルによって中山氏不在の間に廃棄されたものと考えている。廃棄の状況については当時、周囲の教員に話しているので、関係者に調査委員会が問い合わせればその事実を立証できるはずである。」

しかしながら 1980 年代であっても、いわゆる抜刷りの存在しない、本人にとって貴重な論文であればこそ、自らの研究業績を他の研究者に提示するためにも、何らかの形で複製を作成す

ることが常識である。この点において、中山氏の態様は研究者としての自覚が足りず、軽率の誹りを免れない。

(3)立証責任

中山氏自身においては、自らの潔白を証明すべきである。

論文①②の公表先である Armstrong 大学は現在存在しないが、その後継校等の図書館の蔵書状況を中山氏は自ら確認し、論文①②の行方について明らかにすべきであったが、そのような尽力の形跡は見受けられなかった。

論文①②については更に、廃棄に関わる人証を得ることは、中山氏の責務であり、本委員会の責務ではない。

共著書③については、書籍として存在したことの立証責任は中山氏にあるものの、1冊献本を受けたがそれを紛失したとの主張を中山氏は繰り返すばかりで、共著者ならびに出版社に確認する等の尽力の形跡を見受けられなかった。なお、本委員会は出版社へ問合せを行ったが、未だ回答を得ていない。

以上